

物価上昇分だけみる

会社側の
基本態度
一任派へも影響か

水俣病補償処理案のあつせん案は三十四年にチツソが患者との間に結んだ見舞い金契約を物価上昇に合わせてスライドさせていとのもので損害賠償ではない。

これは十八日行なわれた水俣病裁判の第三回口頭弁論の席上、会社側は水俣病補償に対する基本的な見解として述べたもので、政府の公害認定後も会社側の態度に変更がなかったことを示すものとして注目された。

この見解は水俣病の損害賠償義務についてだした原告・患者側の求釈明に答えたもので、会社側は「三十四年の見舞い金契約の時点でも、四十三年九月の厚生省による公害認定後も会社側に損害賠償義務はないと考えている」と述べた。

この発言で法廷内は一時騒然となり、立ち会つた被告や傍聴人から「厚生省の公害認定後江頭社長が患者家庭を回つて頭を下げたのはどういう意味だったのか」「悪かったと言つたではないか」「一任派がきいたらびっくりする」などのヤジが飛んだ。

この見解は裁判で損害賠償には応じられないとする会社側の基本態度から当然予想されたことではあるが、ただ今回の見解が公害認定後の会社側の態度と食い違つてと、とくに「見舞い金契約の物価上昇分のスライドでい」とはっきり述べている点、近く補償処理委が出すあつせん案が、見舞い金契約を大きく上回るものになれば会社側が難色を示すことも予想されるわけで、補償処理委にあつて

んをゆだねた一任派への影響へは少なくないとみられる。